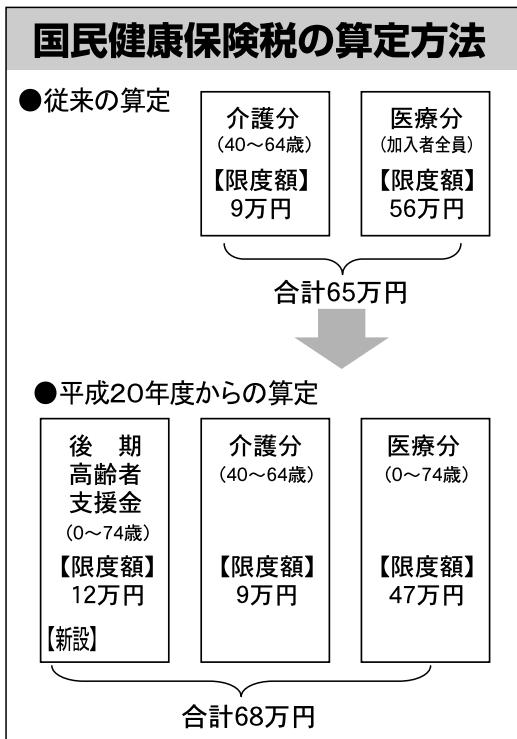


# 平成20年度から 国民健康保険税は大きく変わります

平成20年4月より75歳以上の方が全員加入することとなる「後期高齢者医療制度」が始まります。これまでには75歳一定以上の障害のある方は65歳以上の方は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、平成20年度からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。



## 国民健康保険税の算定に新たに 「後期高齢者支援金」が加わります

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度より変わります。これまで国民健康保険税は医療分と介護分(40歳から64歳の方)とを併せた保険税となっていましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金」も併せた保険税となります。

- 特別徴収の対象となる方
  - 年金受給額が年額18万円以上ある方
  - 国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者がすべて65歳以上75歳未満である方
  - 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を下回る方
- 特別徴収の方法
  - 仮徴収 4月・6月・8月は納期は年6回(年金の支払月)で、仮徴収と本徴収にわかれています。
- 本徴収
  - 10月・12月・2月は、前年度(平成19年度)国保額の6分の1の金額ずつ仮徴収します。

## 経営体育成基盤整備事業 浮金地区が竣工しました



祝賀会において、事業完了まで多くの方々のご指導、ご協力に対し宗像金吾事業推進委員長より感謝の言葉がありました。さらに、町より「関係者のご労苦に対する敬意と、今後とも受益者が一丸となり農地の保全に努め、地域農業の進展に貢献されることを期待します。」とのお祝いの言葉が述べられました。